

(契約締結前交付書面)

個人向け国債（変動 10 年）の説明書

山梨中央銀行

個人向け国債（変動 10 年）の契約締結にあたっては、この書面の記載事項をよくお読みいただいたうえで、お申し込みください。

(2019年6月25日現在)

個人向け国債（変動 10 年）の説明書 （契約締結前交付書面）

個人向け国債（変動 10 年）のご契約締結にあたっては、この書面の記載事項をよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○個人向け国債（変動 10 年）とは

- * 日本国が必要な資金を集めるために発行する債券です。
- * 元金と利子の支払いは日本国が行います。
- * お取引の対象を個人のお客さまに限定した債券です。

手数料などの諸費用

- ▶ ご購入の際は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ▶ お取引口座の管理に関する手数料はありません。
- ▶ 満期償還前に中途換金する場合は、中途換金調整額（直前 2 回分の税引前利子相当額×0.79685）が適用されます。
- * 換金代金
額面金額＋経過利子相当額－直前 2 回分の税引前利子相当額×0.79685

投資リスク・損失が生じる要因

- ▶ 個人向け国債（変動 10 年）を中途換金する場合は、日本国が額面金額で買取りますので、価格変動リスクはありません。

クーリングオフ

- ▶ クーリングオフ（書面による解除）の適用はありませんので、約定が成立した場合は、注文の取消や訂正はできません。

○個人向け国債（変動 10 年）の取引に係る金融商品取引契約の概要

- * 当行は、個人向け国債（変動 10 年）の募集および中途換金の取扱いを行います。
- * お取引にあたっては、取引口座の開設が必要です。
- * お取引のご注文は、原則としてあらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券をお預りしたうえで受付けます。
- * ご注文にあたっては、当行所定の申込書により、銘柄、売り買いの別、数量等、注文の執行に必要な事項を明示してください。
- * お取引が成立した場合は、お客さまに取引報告書を郵送いたします。

個人向け国債（変動 10 年）の商品内容

取引対象	お取引の対象は、個人のお客さまに限られています。
発行日	毎月 15 日（金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）に発行されます。
償還期限	日本国が発行する償還期限 10 年の債券です。
適用利率	<ul style="list-style-type: none"> • 実勢金利を反映して半年ごとに変わる「変動金利制」を採用しています。 • 適用利率は、発行日または利子計算期間開始日の前月に行われた長期利付国債（10 年）の入札における平均落札利回り（基準金利）に 0.66 を乗じた利率です。 • 適用利率の下限は 0.05% です。 ※上限金利はありません。
購入方法	<ul style="list-style-type: none"> • 募集期間中は、随時お申込みが可能です。 • 購入代金は、お申込日当日にお支払いいただきます。
購入単位	購入単位は、額面金額 1 万円以上、1 万円単位です。
購入価格	<ul style="list-style-type: none"> • 購入価格は、額面金額 100 円につき 100 円です。
利払方法	<ul style="list-style-type: none"> • 年 2 回、半年ごとに支払われます。 • 利子は、利払日にお客さまの指定預金口座に自動入金いたします。 • 利払日は、毎年の発行月および発行月の半年後の応答月の 15 日（金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）です。
中途換金	<ul style="list-style-type: none"> • 発行して 1 年経過後から随時、お申込みが可能です。 • 換金代金から直前 2 回分の税引前利子相当額 $\times 0.79685$（中途換金調整額）が差し引かれます。 ※発行から一定期間の間に中途換金する場合には、上記の中途換金調整額が異なることがあります。詳しくはお取引のある当行本支店にお問い合わせください。 * 換金代金 $\text{額面金額} + \text{経過利子相当額} - \text{直前 2 回分の税引前利子相当額} \times 0.79685$ • 換金代金は、約定日から起算して 4 営業日目にお客さまの指定預金口座に入金いたします。
償還方法	<ul style="list-style-type: none"> • 償還日に額面金額 100 円につき 100 円をお支払いいたします。 • 償還金は、お客さまの指定預金口座に自動入金いたします。

取扱制限	<ul style="list-style-type: none"> ・募集期間以外は、ご購入のお申込みはできません。 ・個人のみ保有が可能であり、個人以外への譲渡は認められておりません。 ・発行から1年以内の中途換金はできません。 ※お客さまご本人が死亡された場合や大規模な自然災害により被害を受けた場合は、1年以内でも中途換金ができます。 ・中途換金する銘柄が利払月にあたる場合は、利払日の6営業日前から利払日の前営業日までの期間は、お支払いする利子を確定する期間のため、中途換金はできません。
課税上の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・個人向け国債（10年）の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。 ・半年ごとに支払われる利子に対して20.315%（所得税15.315%・住民税5%）の税金が源泉徴収されます。 ※復興特別所得税の追加課税により、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、所得税に0.315%が上乗せとなります。 ・マル優、特別マル優（非課税貯蓄制度）をご利用になれます。 なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。 ・個人向け国債（10年）の利子および中途換金した時に発生した中途換金調整金は、上場株式等の利子、配当および譲渡損益等との損益通算が可能です。 なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。 ・税制は、将来、変更される可能性があります。
クーリングオフの適用	<ul style="list-style-type: none"> ・クーリングオフ（書面による解除）の適用はありませんので、約定が成立した場合は、注文の取消や訂正はできません。
認定投資者保護団体の有無	<p>当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体はございません。</p>

個人向け国債（変動10年）は・・・

- 預金商品ではなく、元本の保証はありません。
- 預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
- 「社債、株式等の振替に関する法律」に基づいて発行される債券ですが、券面は発行されませんので、お客さまに本券をお渡しすることはできません。

○当行が行う登録金融機関業務の内容および方法の概要

- * 有価証券（国債、地方債等）の売買、引受け、募集、売出し、私募の取扱業務
- * 投資信託の売買、募集、私募の取扱業務
- * 金融商品仲介業務

当 行 の 概 要

商 号	株式会社 山梨中央銀行
登 録 番 号	登録金融機関 関東財務局長（登金）第41号
本店所在地	〒400-8601 山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号
加 入 協 会	日本証券業協会
資 本 金	154億円
主 な 事 業	銀行業、登録金融機関業務
設 立 年 月	昭和16年12月
問 い 合 せ 先	山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号 株式会社 山梨中央銀行 証券業務責任者 電話 055-224-1159
当行の苦情 処理措置 および紛争 解決措置	一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あ っせん相談センターを利用 一般社団法人全国銀行協会連絡先：全国銀行協会相談室 電話 0570-017109 または03-5252-3772 証券・金融商品あっせん相談センター連絡先 電話 0120-64-5005